

項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

- 12 第十項に定めるもののほか、第八項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(山林所得に係る森林計画特別控除)

第三十条の二 省 略

2～5 省 略

- 6 前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納稅地の所轄稅務署長は、當該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得稅の額その他の事項につき國稅に係る共通的な手続並びに納稅者の權利及び義務に關する法律第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行ふ。

- 7 第五項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する國稅に係る共通的な手續並びに納稅者の權利及び義務に關する法律の規定の適用については、次に定めることによる。
- 一 当該修正申告書で第五項に規定する提出期限内に提出されたものについては、國稅に係る共通的な手續並びに納稅者の權利及び義務に關する法律第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。
- 二 当該修正申告書で第五項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、國稅に係る共通的な手續並びに納稅者の權利及び義務に關する法律第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租稅特別措置法第三十条の二第五項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租稅特別措置法第二項中「期限内申告書」とあるのは「租稅特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

- 三 國稅に係る共通的な手續並びに納稅者の權利及び義務に關する法律第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

8 省 略

(長期譲渡所得の課稅の特例)

(山林所得に係る森林計画特別控除)

第三十条の二 同 上

2～5 同 上

- 6 前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納稅地の所轄稅務署長は、當該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得稅の額その他の事項につき國稅通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

- 7 第五項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する國稅通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 当該修正申告書で第五項に規定する提出期限内に提出されたものについては、國稅通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

- 二 当該修正申告書で第五項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、國稅通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租稅特別措置法第三十条の二第五項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租稅特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

- 三 國稅通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

8 同 上

(長期譲渡所得の課稅の特例)

第三十一条 省略

2 省略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の六までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第三十一条第一項（長期譲渡所得の課税の特例）（同法第三十一条の二（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）又は第三十一条の三（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する長期譲渡所得の金額（以下「長期譲渡所得の金額」という。）」とする。

二～五 省略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第三十一条の二 省略

2～7 省略

8 前項の場合において、修正申告書の提出がないときは、納稅地の所轄稅務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき國稅に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

9 第七項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する國稅に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、次に定めることによる。

一 当該修正申告書で第七項に規定する提出期限内に提出されたものについては、國稅に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第七項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、國稅に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第三十一条の二第七項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

第三十一条 同上

2 同上

3 同上

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第三十一条第一項（長期譲渡所得の課税の特例）（同法第三十一条の二（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）又は第三十一条の三（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する長期譲渡所得の金額（以下「長期譲渡所得の金額」という。）」とする。

二～五 同上

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第三十一条の二 同上

2～7 同上

8 前項の場合において、修正申告書の提出がないときは、納稅地の所轄稅務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき國稅通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

9 第七項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する國稅通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第七項に規定する提出期限内に提出されたものについては、國稅通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第七項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、國稅に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第三十一条の二第七項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

定する確定申告書」とする。

三 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十一
条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正
には、適用しない。

(収用交換等に伴い代替資産を取得した場合の更正の請求、修正申告等)

第三十三条の五 省略

2 前項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、修正申告書の提出
がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所
得金額、所得税の額その他の事項につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の
権利及び義務に関する法律第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行なう。

3 第一項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税に係る共通的な手
続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、次に定め
るところによる。

一 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては
、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十条
の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申
告書とみなす。

二 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更
正については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する
法律第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期
限」とあるのは「租税特別措置法第三十三条の五第一項に規定する修正申告書
の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第
三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規
定する確定申告書」とする。

三 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十一
条第一項第一号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正
には、適用しない。

4 省略

(特定の居住用財産の買換えの場合の更正の請求、修正申告等)

第三十六条の三 省略

2・3 省略

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定す
る修正申告書及び更正には、適用しない。

(収用交換等に伴い代替資産を取得した場合の更正の請求、修正申告等)

第三十三条の五 同上

2 前項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、修正申告書の提出
がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所
得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の
規定による更正を行なう。

3 第一項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適
用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては
、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二
項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更
正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」と
あり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第三十三条の五第一項
に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第
六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第
二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定す
る修正申告書及び更正には、適用しない。

4 同上

(特定の居住用財産の買換えの場合の更正の請求、修正申告等)

第三十六条の三 同上

2・3 同上

4 第一項、第二項第二号若しくは前項の規定に該当する場合又は第一項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき國税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

5 省略

(特定の事業用資産の貰換えの場合の更正の請求、修正申告等)

第三十七条の二 省略

2 省略

3 第一項若しくは前項第一号の規定に該当する場合又は同項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき國税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行なう。

4 省略

(大規模な住宅地等造成事業に係る土地等の交換等の場合の更正の請求、修正申告等)

第三十七条の八 省略

2 前項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合又は同項第一号の規定に該当する場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき國税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行なう。

3 省略

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七条の十 省略

2~5 省略

6 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の六までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租

4 第一項、第二項第二号若しくは前項の規定に該当する場合又は第二項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき國税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行なう。

5 同上

(特定の事業用資産の貰換えの場合の更正の請求、修正申告等)

第三十七条の二 同上

2 同上

3 第一項若しくは前項第一号の規定に該当する場合又は同項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき國税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行なう。

4 同上

(大規模な住宅地等造成事業に係る土地等の交換等の場合の更正の請求、修正申告等)

第三十七条の八 同上

2 前項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合又は同項第一号の規定に該当する場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき國税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行なう。

3 同上

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七条の十 同上

2~5 同上

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租

税特別措置法第三十七条の十一第一項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（以下「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）「」とする。

二・七 省 略

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）

第三十七条の十一の三 省 略

2・10 省 略

11 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該報告書を提出する義務がある者に質問し、その者の特定口座及び当該特定口座における上場株式等の取扱いに関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

12 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

13 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

14 第十一項及び第十二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

15 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が

、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に第七項の報告書を提出する義務がある者に対し第十一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

16 第十四項に定めるもののほか、第十二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）

第三十七条の十一の四 省 略

2・3 省 略

4 第一項の規定により徵収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四

税特別措置法第三十七条の十一第一項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（以下「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）「」とする。

二・七 同 上

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）

第三十七条の十一の三 同 上

2・10 同 上

11 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該報告書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の特定口座及び当該特定口座における上場株式等の取扱いに関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

12 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

13 第十一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）

第三十七条の十一の四 同 上

2・3 同 上

4 第一項の規定により徵収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四

十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律及び国税徴収法の規定を適用する。

5 省 略

(確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得)

第三十七条の十一の五 省 略

2 前項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者のその年分の所得税について国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定（当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む。）をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項各号に掲げる金額は、これらの条に規定する課税標準等には含まれないものとする。

3 省 略

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第三十七条の十二の二 省 略

2 ～ 11 省 略
12 第六項の規定の適用がある場合における国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第三十七条の十二の二第七項（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

13 省 略

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)

第三十七条の十四 省 略

2 ～ 16 省 略

17 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十五項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該報告書を提出する義務がある者に質問し、その者の非課税口座及び当該非課税口座における上場株式等の取扱いに関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。

5 同 上

(確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得)

第三十七条の十一の五 同 上

2 前項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者のその年分の所得税について国税通則法第二十五条の規定による決定（当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む。）をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項各号に掲げる金額は、これらの条に規定する課税標準等には含まれないものとする。

3 同 上

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第三十七条の十二の二 同 上

2 ～ 11 同 上
12 第六項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第三十七条の十二の二第七項（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

13 同 上

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)

第三十七条の十四 同 上

2 ～ 16 同 上

17 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十五項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該報告書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の非課税口座及び当該非課税口座における上場株式等の取扱いに関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

18 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十五項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

19 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十七項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

20 第十七項及び第十八項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

21 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に第十五項の報告書を提出する義務がある者に対し第十七項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

22 第二十項に定めるもののほか、第十八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)

第三十九条 省略

2・3 省略

4 第一項の規定の適用を受けた個人が相続税法第三十二条第一項の規定による更正の請求を行つたことにより第一項の相続税額が減少した場合において、当該相続税額が減少したこととに伴い修正申告書を提出したこと又は更正があつたことにより納付すべき所得税の額については、所得税に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第一条第八号に規定する法定納期限の翌日から当該修正申告書の提出があつた日又は当該更正に係る同法第二十八条第一項に規定する更正通知書を発した日までの期間は、同法第六十条第一項に規定する延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。

(国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)

第四十条 省略

2・12 省略

13 第一項後段の承認につき、その承認をしないことの決定若しくは第二項の取消しがあつた場合（当該取消しがあつた場合には、政令で定める場合に限る。）に

18 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

19 第十七項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)

第三十九条 同上

2・3 同上

4 第一項の規定の適用を受けた個人が相続税法第三十二条の規定による更正の請求を行つたことにより同項の相続税額が減少した場合において、当該相続税額が減少したこととに伴い修正申告書を提出したこと又は更正があつたことにより納付すべき所得税の額については、所得税に係る国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限の翌日から当該修正申告書の提出があつた日又は当該更正に係る同法第二十八条第一項に規定する更正通知書を発した日までの期間は、同法第六十条第一項の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。

(国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)

第四十条 同上

2・12 同上

13 第一項後段の承認につき、その承認をしないことの決定若しくは第二項の取消しがあつた場合（当該取消しがあつた場合には、政令で定める場合に限る。）に

おける当該承認を申請した者若しくは当該承認を受けていた者の納付すべき所得税の額で当該処分に係る財産の贈与若しくは遺贈に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額又は第三項の取消しがあつた場合（政令で定める場合に限る。）における当該承認に係る公益法人等の納付すべき所得税の額についての国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十条第二項の規定の適用については、同項本文に規定する期間は、同項の規定にかかわらず、当該決定又は取消しの通知をした日の翌日から当該決定又は取消しの通知をした日の翌日から当該金額を完納する日までの期間とする。

14・15 省略

（居住者に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の総収入金額算入）

第四十条の四 次に掲げる居住者に係る外国関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係会社に該当するもの（以下この条において「特定外国子会社等」という。）が、昭和五十三年四月一日以後に開始する各事業年度（第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）において適用対象金額を有する場合には、その適用対象金額のうちその者の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等（株式又は出資をいう。以下第四項までにおいて同じ。）の請求権（剩余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剩余金の配当、利益の配当又は剩余金の分配をいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。）、財産の分配その他の経済的利益の給付を請求する権利をいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。）の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（第四項及び次条において「課税対象金額」という。）に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分のその者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一・二 省略

2・9 省略

（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入）

おける当該承認を申請した者若しくは当該承認を受けていた者の納付すべき所得税の額で当該処分に係る財産の贈与若しくは遺贈に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額又は第三項の取消しがあつた場合（政令で定める場合に限る。）における当該承認に係る公益法人等の納付すべき所得税の額についての国税通則法第六十条第二項の規定の適用については、同項本文に規定する期間は、同項の規定にかかわらず、当該決定又は取消しの通知をした日の翌日から当該金額を完納する日までの期間とする。

14・15 同上

（居住者に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の総収入金額算入）

第四十条の四 次に掲げる居住者に係る外国関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係会社に該当するもの（以下この条において「特定外国子会社等」という。）が、昭和五十三年四月一日以後に開始する各事業年度（第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）において適用対象金額を有する場合には、その適用対象金額のうちその者の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等（株式又は出資をいう。以下第四項までにおいて同じ。）の請求権（剩余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剩余金の配当、利益の配当又は剩余金の分配をいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。）、財産の分配その他の経済的利益の給付を請求する権利をいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。）の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（第四項及び次条において「課税対象金額」という。）に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分のその者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一・二 同上

（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入）

第四十条の七 特殊関係株主等（特定株主等に該当する者並びにこれらの者と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この款において同じ。）と特殊関係内國法人との間に当該特殊関係株主等が当該特殊関係内國法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項、次項及び第四項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。）を間接に保有する関係として政令で定める関係（次項において「特定関係」という。）がある場合において、当該特殊関係株主等と特殊関係内國法人との間に発行済株式等の保有を通じて介在するものとして政令で定める外国法人（以下この項及び第八項において「外国関係法人」という。）のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外國関係法人に該当するもの（以下この条において「特定外國法人」という。）が、平成十九年十月一日以後に開始する各事業年度（第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）において適用対象金額を有するときは、その適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である居住者の有する当該特定外國法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権（剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。第四項において同じ。）、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利をいう。第四項において同じ。）の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（第四項及び次条において「課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である居住者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分の当該居住者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

2 10 省略

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けた者が居住用財産に係る課税の特例を受ける場合の修正申告等）

第四十一条の三 省略

2 前項の規定によりこれらの申告書を提出すべき者がこれらの申告書を提出しなかつた場合には、納稅地の所轄稅務署長は、これらの申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき國稅に係る共通的な手続並びに納稅

第四十条の七 特殊関係株主等（特定株主等に該当する者並びにこれらの者と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この款において同じ。）と特殊関係内國法人との間に当該特殊関係株主等が当該特殊関係内國法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項、次項及び第四項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。）を間接に保有する関係として政令で定める関係（次項において「特定関係」という。）がある場合において、当該特殊関係株主等と特殊関係内國法人との間に発行済株式等の保有を通じて介在するものとして政令で定める外国法人（以下この項及び第八項において「外国関係法人」という。）のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外國関係法人に該当するもの（以下この条において「特定外國法人」という。）が、平成十九年十月一日以後に開始する各事業年度（第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）において適用対象金額を有するときは、その適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である居住者の有する当該特定外國法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権（剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。第四項において同じ。）、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利をいう。第四項において同じ。）の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（第四項及び次条において「課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である居住者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分の当該居住者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

2 10 同上

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けた者が居住用財産に係る課税の特例を受ける場合の修正申告等）

第四十一条の三 同上

2 前項の規定によりこれらの申告書を提出すべき者がこれらの申告書を提出しなかつた場合には、納稅地の所轄稅務署長は、これらの申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき國稅通則法第二十四条若しくは第二

者の権利及び義務に関する法律第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定を行う。

3 第一項の規定による修正申告書及び前項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）に対する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十一一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

4 第一項の規定による期限後申告書及び第二項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）又は決定に対する国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該期限後申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、これを国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該期限後申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正又は決定については、国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは、「租税特別措置法第四十一条の三第一項に規定する期限後申告書の提出期限」とする。

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定を行う。

3 第一項の規定による修正申告書及び前項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第一号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

4 第一項の規定による期限後申告書及び第二項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）又は決定に対する国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該期限後申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、これを国税通則法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該期限後申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正又は決定については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは、「租税特別措置法第四十一条の三第一項に規定する期限後申告書の提出期限」とする。

12 第四項の規定のある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の六までの規定の適用については、同項第三十号中「の規定」とあるのは、「並びに租税特別措置法第四十条の五（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除）の規定」とする。

二・三 省略

四 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「同法」とあるのは、「同法又は租税特別措置法」とする。

五 省略

13・14 省略

15 前二項の規定に該当する場合において、これらの規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

16 第十三項又は第十四項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第十三項又は第十四項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第十三項又は第十四項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の五第十三項又は第十四項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第十四条に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十一條第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「の規定」とあるのは、「並びに租税特別措置法第四十条の五（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除）の規定」とする。

二・三 同上

四 国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「同法」とあるのは、「同法又は租税特別措置法」とする。

五 同上

13・14 同上

15 前二項の規定に該当する場合において、これらの規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

16 第十三項又は第十四項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第十三項又は第十四項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第十三項又は第十四項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の五第十三項又は第十四項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四十一条の五の二 省略

2・11 省略

12 第四項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第一条第一項第三十号から第三十四号の六までの規定の適用については、同項第三十号中「の規定」とあるのは、「並びに租税特別措置法第四十一条の五の二（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除）の規定」とする。

二・三 省略

四 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「同法」とあるのは、「同法又は租税特別措置法」とする。

五 省略

(懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等)

第四十一条の九 省略

2・3 省略

4 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五回に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、懸賞金付預貯金等の懸賞金等の支払若しくは交付を受け、又は受けるべき者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第八十一条の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の九第二項（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等）に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、同法第一百四十四条中「所得税法の」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法の」と、「（同法）とあるのは「（所得税法）とする。

5 省略

(償還差益等に係る分離課税等)

第四十一条の十二 省略

2・3 省略

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四十一条の五の二 同上

2・11 同上

12 同上

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「の規定」とあるのは、「並びに租税特別措置法第四十一条の五の二（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除）の規定」とする。

二・三 同上

四 国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「同法」とあるのは、「同法又は租税特別措置法」とする。

五 同上

(懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等)

第四十一条の九 同上

2・3 同上

4 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五回に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、懸賞金付預貯金等の懸賞金等の支払若しくは交付を受け、又は受けるべき者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第八十一条の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の九第二項（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等）に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、「同法」の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第八十一条の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の九第二項（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等）に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、「（同法）とあるのは「（所得税法）とする。

5 同上

(償還差益等に係る分離課税等)

第四十一条の十二 同上

2・3 同上

4 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第一条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法（第二編、第三編及び第五編第一章を除く。）並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律及び国税徴収法の規定を適用するものとし、前項の割引債につき償還（買入消却を含む。）が行われる場合には、同項の規定により徴収される所得税は、政令で定めるところにより、同項の取得者（当該取得者と当該償還を受ける者が異なる場合には、当該償還を受ける者）が償還差益に対する所得税として当該償還を受ける時に徴収される所得税とみなす。

して当該償還を受ける時に徴収される所得税は、政令で定めるところにより、同項の取得者（当該取得者と当該償還を受ける者が異なる場合には、当該償還を受ける者）が償還差益に対する所得税として当該償還を受ける時に徴収される所得税とみなす。この場合において、当該取得者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第八十一条の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の十二第二項（償還差益に対する分離課税等）に規定する償還差益」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、同法第一百四十四条中「所得税法の」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法の」と、「（同法）とあるのは「（所得税法）とする。

5-20 省略

21 平成十一年四月一日以後に個人又は法人（法人税法別表第一に掲げる法人、特定振替機関等、外国仲介業者その他の政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に対し国内において特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする次の各号に掲げる者（当該各号に掲げる者が外国仲介業者である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等とする。以下この項において「支払者」という。）は、その対価の支払を受ける者の各人別に、その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所、その支払をした特定振替国債等の譲渡の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書（以下この条において「特定振替国債等の譲渡対価の支払調書」という。）を、その支払の確定した日（その支払者が当該特定振替機関等に係る当該外国仲介業者の当該特定振替機関等である場合には、当該特定振替機関等が当該外国仲介業者から第十六項の規定による通知を受けた日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日までに（政令で定めるところによりその支払者の営業所等でその対価の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長（以下この項において「所轄税務署長」という。）の承認を受けた場合には、その支払の確定した日の属する月の翌月末日までに）、当該所轄税

4 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法（第二編、第三編及び第五編第一章を除く。）並びに国税通則法及び国税徴収法の規定を適用するものとし、前項の割引債につき償還（買入消却を含む。）が行われる場合には、同項の規定により徴収される所得税は、政令で定めるところにより、同項の取得者（当該取得者と当該償還を受ける者が異なる場合には、当該償還を受ける者）が償還差益に対する所得税として当該償還を受ける時に徴収される所得税とみなす。

この場合において、当該取得者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第八十一条の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の十二第二項（償還差益に対する分離課税等）に規定する償還差益」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、同法第一百四十四条中「所得税法の」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法の」と、「（同法）とあるのは「（所得税法）とする。

5-20 同上

21 平成十一年四月一日以後に個人又は法人（法人税法別表第一に掲げる法人、特定振替機関等、外国仲介業者その他の政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に対し国内において特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする次の各号に掲げる者（当該各号に掲げる者が外国仲介業者である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等とする。以下この項において「支払者」という。）は、その対価の支払を受ける者の各人別に、その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所、その支払をした特定振替国債等の譲渡の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書（以下この条において「特定振替国債等の譲渡対価の支払調書」という。）を、その支払の確定した日（その支払者が当該特定振替機関等に係る当該外国仲介業者の当該特定振替機関等である場合には、当該特定振替機関等が当該外国仲介業者から第十六項の規定による通知を受けた日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日までに（政令で定めるところによりその支払者の営業所等でその対価の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長（以下この項において「所轄税務署長」という。）の承認を受けた場合には、その支払の確定した日の属する月の翌月末日までに）、当該所轄税

務署長に提出しなければならない。

一・二 省略

)、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

一・二 同上

22 平成十一年四月一日以後に個人又は法人に対し国内において特定振替国債等の償還金又は利息の支払の取扱いをする者（当該支払の取扱いをする者が外国仲介業者である場合には、当該特定振替国債等に係る当該外国仲介業者の前項に規定する特定振替機関等とする。以下この項において「支払の取扱者」という。）は、その償還金又は利息の支払を受ける者の各人別に、その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所、その支払をした特定振替国債等の償還金又は利息の額その他財務省令で定める事項を記載した調書（以下この条において「特定振替国債等の償還金等の支払調書」という。）を、その支払をした日の属する年の翌年一月三十一日までに（政令で定めるところによりその支払の取扱者の営業所等でその償還金又は利息の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長（以下この項において「所轄税務署長」という。）の承認を受けた場合には、その支払をした日の属する月の翌月末日までに）、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

23 省略

24 23 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に質問し、その者の特定振替国債等の譲渡対価の支払又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いに関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

25 23 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の特定振替国債等の譲渡の対価の支払又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いに関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

22 23 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の償還金又は利息の支払の取扱いをする者（当該支払の取扱いをする者が外国仲介業者である場合には、当該特定振替国債等に係る当該外国仲介業者の前項に規定する特定振替機関等とする。以下この項において「支払の取扱者」という。）は、その償還金又は利息の支払を受ける者の各人別に、その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所、その支払をした特定振替国債等の償還金又は利息の額その他財務省令で定める事項を記載した調書（次項及び第二十四項において「特定振替国債等の償還金等の支払調書」という。）を、その支払をした日の属する年の翌年一月三十一日までに（政令で定めるところによりその支払の取扱者の営業所等でその償還金又は利息の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長（以下この項において「所轄税務署長」という。）の承認を受けた場合には、その支払をした日の属する月の翌月末日までに）、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

同上

24 23 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の特定振替国債等の譲渡の対価の支払又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いに関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

25 23 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

26 第二十四項及び第二十五項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

27 第二十四項及び第二十五項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

26 第二十四項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

28 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が

、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に關し必要な事項は政令で定める。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の六までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）」とする。

二～六 省略

3 省略

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第四十一条の十五 省略

2～5 省略

6 第一項の規定の適用がある場合における国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第四十一条の十五第二項（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

法律」とする。

7 省略

(同居の老親等に係る扶養控除の特例)

第四十一条の十六 居住者の有する所得税法第二条第一項第三十四号の五に規定する老人扶養親族が当該居住者又は当該居住者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該居住者又は当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 同上

2 同上

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）」とする。

二～六 同上

3 同上

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第四十一条の十五 同上

2～5 同上

6 第一項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第四十一条の十五第二項（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

法律」とする。

7 同上

(同居の老親等に係る扶養控除の特例)

第四十一条の十六 居住者の有する所得税法第二条第一項第三十四号の四に規定する老人扶養親族が当該居住者又は当該居住者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該居住者又は当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、

当該老人扶養親族に係る同法第八十四条第二項に規定する扶養控除の額は、同条第一項の規定にかかわらず、同項第三号に定める金額に十万円を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法の規定については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第八十五条第 三項	省 略	省 略
第一百九十条第 二号ハ) の規定) 並びに租税特別措置法第四十一条の十六 六第一項(同居の老親等に係る扶養控除 の特例)の規定	同 上 の規定 並びに租税特別措置法第四十一条の十六 第一項(同居の老親等に係る扶養控除 の特例)の規定
第一百九十四条 第一項第五号	省 略	省 略

(認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除)

第四十一条の十九の四 省 略

2-13 省 略

14 前項の規定により修正申告書を提出すべき者が当該修正申告書を提出しなかつた場合には、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

15 第十三項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第十三項に規定する提出期限内に提出されたものについて

は、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内

申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第十三項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該

当該老人扶養親族に係る同法第八十四条第二項に規定する扶養控除の額は、同条第一項の規定にかかわらず、同項の金額に十万円を加算した額とする。

2 同 上

同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上

(認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除)

第四十一条の十九の四 同 上

2-13 同 上

14 前項の規定により修正申告書を提出すべき者が当該修正申告書を提出しなかつた場合には、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

15 第十三項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第十三項に規定する提出期限内に提出されたものについて

は、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第十三項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該

更正については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十九の四第十三項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

16 省略

(電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除)

第四十一条の十九の五 省略

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分のその年の翌年一月四日から三月十五日までの間(確定申告書(確定申告期限のあるものに限る。)を提出すべき場合には、当該確定申告書の提出をすることができる)とされる日から当該確定申告書に係る確定申告期限までの間に、同項の規定により送信される確定申告情報と併せて同項の規定の適用を受けようとする旨及び同項の規定による控除を受ける金額に係る情報が送信される場合に限り、適用する。

(電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除)

第四十一条の十九の五 同上

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分のその年の翌年一月四日から三月十五日までの間(確定申告書(確定申告期限のあるものに限る。)を提出すべき場合には、当該確定申告書の提出をすることができる)とされる日から当該確定申告書に係る確定申告期限までの間に、同項の規定により送信される確定申告情報と併せて同項の規定の適用を受けようとする旨及び同項の規定による控除を受ける金額に係る情報が送信される場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額に係る情報として送信された金額に限るものとする。

3-17 省略

(保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求の特例)

第四十一条の二十の二 確定申告書を提出し、又は決定(国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定をいう。)

以下この項において同じ。)を受けた者(対象保険年金に係る保険金受取人等に該当する者に限り、その者の相続人(包括受遺者を含む。)を含む。)は、当該申告書又は決定に係る年分の所得のうちに当該対象保険年金に係る所得が含まれていることにより、当該申告書又は決定に係る同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等(当該課税標準等又は税額等につき修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等)が過大で

更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十九の四第十三項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

16 同上

(保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求の特例)

第四十一条の二十の二 確定申告書を提出し、又は決定(国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この項において同じ。)を受けた者(対象保険年金に係る保険金受取人等に該当する者に限り、その者の相続人(包括受遺者を含む。)を含む。)は、当該申告書又は決定に係る年分の所得のうちに当該対象保険年金に係る所得が含まれていることにより、当該申告書又は決定に係る同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等(当該課税標準等又は税額等につき修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等)が過大で

その申告又は更正後の課税標準等又は税額等)が過大であるときは、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日から一年以内に、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

2 省略

- 3 第一項の規定の適用がある場合における国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条及び第七十一条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例)

第四十二条 省略

- 2 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、所得税法及び法人税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・三 省略

3・4 省略

(支払調書等の提出の特例)

第四十二条の二の二 省略

2 省略

- 3 第一項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項の規定により調書等の提出が行われたものとみなして、これらの規定並びに第九条の四の二第三項から第八項まで、第二十九条の二第八項から第十三項まで、第二十九条の三第七項から第十二項まで、第三十七条の十一の三第十一項から第十六項まで、第三十七条の十四第十七項から第二十二項まで、第四十一条の十二第二十四項から第二十九項まで及び次の規定を適用する。

あるときは、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日から一年以内に、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

2 同上

- 3 第一項の規定の適用がある場合における国税通則法第五十八条及び第七十一条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例)

第四十二条 同上

- 2 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、所得税法及び法人税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・三 同上

3・4 同上

(支払調書等の提出の特例)

第四十二条の二の二 同上

2 同上

- 3 第一項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項の規定により調書等の提出が行われたものとみなして、これらの規定並びに第九条の四の二第三項から第五項まで、第二十九条の二第八項から第十項まで、第二十九条の三第七項から第九項まで、第三十七条の十一の三第十一項から第十三項まで、第三十七条の十四第十七項から第十九項まで、第四十一条の十二第二十四項から第二十六項まで及び次の規定を適用する。

(罰則)

第四十二条の三 省略

2・3 省略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～五 省略

六 第九条の四の二第三項、第二十九条の二第八項、第二十九条の三第七項、第三十七条の十一の三第十一項又は第四十一条の十二第二十四項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

5～8 省略

第四十二条の三の二 次の表の第一欄に掲げる法人又は人格のない社団等（法人税法第二条第九号に規定する普通法人（以下この項において「普通法人」という。）のうち各事業年度終了の時において同法第六十六条第六項各号及び第一百四十三条第五項各号に掲げる法人に該当するものを除く。）の平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同欄に掲げる法人又は人格のない社団等の区分に応じ同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる税率は、同表の第四欄に掲げる税率とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 普通法人のうち 当該各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの 若しくは資本若しくは出資を有しないもの（第四号に掲げる法人を除く）	法人税法第六十 六条第二項及び 第一百四十三条第 二項	百分の十九 百分の十五	百分の十九 百分の十八

第四十二条の三 同上

2・3 同上

4 同上

一～五 同上

六 第九条の四の二第三項、第二十九条の二第八項、第二十九条の三第七項、第三十七条の十一の三第十一項又は第四十一条の十二第二十四項の規定による検査に偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

5～8 同上

第四十二条の三の二 次の表の第一欄に掲げる法人又は人格のない社団等（法人税法第二条第九号に規定する普通法人（以下この項において「普通法人」という。）のうち各事業年度終了の時において同法第六十六条第六項各号及び第一百四十三条第五項各号に掲げる法人に該当するものを除く。）の平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に終了する各事業年度の所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同欄に掲げる法人又は人格のない社団等の区分に応じ同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる税率は、同表の第四欄に掲げる税率とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 同上	同上	百分の二十二 百分の十八	百分の二十二 百分の十八

四 第六十七条の二 第一項の規定によ	三 公益法人等（前号に掲げる法人を除く。）又は法人税法第二条第七号に規定する協同組合等（第六十八条第一項に規定する協同組合等を除く。）	二 一般社団法人等 （法人税法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財團法人並びに公益社団法人及び公益財團法人をいう。）又は同法以外の法律によつて公益法人等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。次号において同じ。）とみなされているもので政令で定めるもの	二 一般社団法人等 （法人税法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財團法人並びに公益社団法人及び公益財團法人をいう。）又は同法以外の法律によつて公益法人等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。次号において同じ。）とみなされているもので政令で定めるもの	二 一般社団法人等 （法人税法第六十一条第二項）
同項	同法第六十六条 第三項			法人税法第六十 一条第二項
百分の十九	百分の十九			百分の十九
事業年度の所得 百分の十九（各	百分の十九 事業年度の所得 の金額のうち年 八百万円以下の 金額については 百分の十五）			百分の十五

四 同上	三 同上	二 同上	
同上	同上	同上	
百分の二十二	百分の二十二	百分の二十二	
各事業年度の所 百分の二十二（ 各事業年度の所 得の金額のうち 年八百万円以下 の金額については 百分の十八）	百分の二十二（ 各事業年度の所 得の金額のうち 年八百万円以下 の金額については 百分の十八）	百分の二十二（ 各事業年度の所 得の金額のうち 年八百万円以下 の金額については 百分の十八）	百分の十八